

幼保連携型認定こども園の設置等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、幼保連携型認定こども園に係る、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく設置及び廃止又は休止並びに、法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年千葉県規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置認可申請（届）の手続

- 1 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の設置認可申請の手続
 - （1）私立幼保連携型認定こども園の設置認可申請を行う者は、法第17条第1項及び施行規則第15条第1項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を経由して知事へ提出すること。
 - （2）市町村長は法第17条第5項の規定により、知事から私立幼保連携型認定こども園の設置認可に係る協議があった場合には、別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。
- 2 公私連携幼保連携型認定こども園の設置届の手続
 - （1）公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う者は、法第34条第3項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を経由して知事へ提出すること。
 - （2）設置届を受け付けた市町村は、届出内容を審査の上、当該設置届と別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。
- 3 公立幼保連携型認定こども園の設置届の手続
公立幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う市町村は、法第16条及び施行規則第15条第1項の規定により、別表2に掲げる書類を知事へ提出すること。

第3 内容変更届の手続

- 1 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）の内容変更届の手続
 - （1）私立幼保連携型認定こども園の園地、園舎その他設備の規模及び構造、利用定員等の運営方法、代表者、園長等を変更しようとする設置者は、法第29条第1項又は施行規則第15条第2項の規定により、別表3に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
 - （2）変更届を受け付けた市町村は、変更内容を確認の上、当該変更届に意見書を添えて知事へ提出すること。
- 2 公立幼保連携型認定こども園の内容変更届の手続
公立幼保連携型認定こども園の園舎その他設備の規模及び構造、利用定員等の運営方法、園長等を変更しようとする市町村は、法第29条第1項又は施行規則第15条第2項の規定により、別表4に掲げる書類を知事へ提出すること。

3 関係法令等の遵守

幼保連携型認定こども園の内容変更を行うに当たっては、法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）、幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準、その他関係法令に定める要件を遵守すること。

第4 廃止（休止）認可申請（届）の手続

1 私立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止認可申請の手続

- (1) 私立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする設置者は、法第17条第1項及び施行規則第17条の規定により、別表5に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認の上、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止届の手続

公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする市町村は、法第16条及び施行規則第17条の規定により、別表6に掲げる書類を知事へ提出すること。

第5 設置者変更認可申請（届）の手続

1 私立幼保連携型認定こども園の設置者変更認可申請の手続

- (1) 私立幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合、新たな設置者は法第17条第1項及び施行規則第18条の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認の上、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立幼保連携型認定こども園の設置者変更届の手続

公立幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合、新たな設置者である市町村は、法第16条及び施行規則第18条の規定により、別表2に掲げる書類を知事へ提出すること。

第6 運営状況の報告の手続

幼保連携型認定こども園の運営の状況を報告しようとする設置者は、法第30条第1項の規定により、運営状況報告書（施行細則第十二号様式）に関係書類を添えて知事へ提出すること。

第7 その他

1 軽微な利用定員の変更

施行規則第28条第1号で規定する軽微な変更として知事が定める数は、保育を必要とする子どもの利用定員及び保育を必要とする子ども以外の利用定員のそれぞれ10分の1以内とする。

2 用紙の大きさ

申請書等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

3 提出部数

知事に提出する書類の部数は、1部とする。

4 提出期限

設置認可申請（届）及び設置者変更認可申請は、県が別途定める期日まで、廃止・休止認可申請（届）は、原則として予定年月日の3か月前までに提出すること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和2年6月11日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和7年9月17日に一部改正する。

別表１の１ 私立幼保連携型認定こども園設置認可申請（公私連携幼保連携型認定こども園設置届、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請）提出書類

1 申請書(届出書)	幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則第七号様式）、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（施行細則第十三号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（施行細則第九号様式）	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等(※１)	(１) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第１号様式）	
	(２) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）	
	(３) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(４) 公図の写し	
	(５) 不動産賃貸借契約書写し	
	(６) 賃借料の水準に関する書類	
	(７) 貸主の印鑑登録証明書	
	(８) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備（※２）	(１) 園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第２号様式）	
	(２) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(３) 仕上表	
	(４) 写真	
	(５) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(６) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 幼保連携型認定こども園の運営関係	(１) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	
	(２) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(３) 指導計画	
	(４) 日課表	
	(５) 学級編制等に関する調書（別紙第３号様式）	
	(６) 子育て支援事業に関する調書（別紙第４号様式）	
	(７) 学校保健計画	
	(８) 学校安全計画	
	(９) 業務継続計画	
5 法人格等	(１) 法人調書（別紙第５号様式）	
	(２) 定款、寄附行為その他法人の規約	
	(３) 法人登記簿履歴事項全部証明書	
	(４) 印鑑登録証明書	
	(５) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙第６号様式）	
6 経営者及び職員	(１) 役員について	①役員（評議員）名簿（別紙第７号様式）
		②理事長の履歴書（又は経歴書）写し
	(２) 園長について	①園長等選任理由書（別紙第８号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し
		③資格証明書写し
		④雇用契約書等写し
	(３) 副園長又は教頭について	①園長等選任理由書（別紙第８号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し

		③資格証明書写し
		④雇用契約書等写し
	(4) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）
		②雇用契約書等写し
		③資格証明書写し
		④調理業務委託契約書等写し
	(5) 学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師について	①契約書写し
②資格証明書写し		
7 財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの）	
	(2) 事業開始年度における予算書	
	(3) 預金残高証明書	
8 法人の規程等	(1) 経理規程	
	(2) 就業規則	
	(3) 育児・介護休業規程	
	(4) 給与規程・旅費規程	
	(5) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(6) その他規程等	
9 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
	(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
10 理事会等の議事録写し		
11 その他知事が必要と認める書類		

※1 「(5) 不動産賃貸借契約書写し」から「(7) 貸主の印鑑登録証明書」については、土地又は建物の貸与を受ける場合に提出すること。

※2 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

別表１の２ 私立幼保連携型認定こども園設置認可申請（公私連携幼保連携型認定こども園設置届）
に係る市町村提出書類

1	意見書
2	小学校就学前の子どもに関する調書（別紙第１０号様式）
3	市町村と法人が締結した協定書の写し（公私連携幼保連携型認定こども園設置届のみ）

別表２ 公立幼保連携型認定こども園設置届（幼保連携型認定こども園設置者変更届）提出書類

1	届出書	幼保連携型認定こども園設置届（施行細則第四号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更届（施行細則第六号様式）
2	施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（１）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第１号様式） （２）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図） （３）住居表示を証明する書類
3	園舎その他設備	（１）園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第２号様式） （２）園舎の配置図、平面図及び立面図
4	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	
5	学級編制等に関する調書（別紙第３号様式）	
6	子育て支援事業に関する調書（別紙第４号様式）	
7	園長の履歴書（又は経歴書）写し	
8	職員名簿（別紙第９号様式）	
9	幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（条例案）	
10	歳入歳出予算書抄本（予算書抄本案）	

別表3 私立幼保連携型認定こども園内容変更届提出書類

提出書類			変更事由							
			園舎・設備	定員	園則	園長	代表者	法人名称 又は所在地	施設所在地	施設名称
1 幼保連携型認定こども園内容変更届（施行細則第十一号様式）			○							
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）		△						○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）								○	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書		△						○	
	(4) 公図の写し								○	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し		△						△	
	(6) 賃借料の水準に関する書類		△						△	
	(7) 貸主の印鑑登録証明書		△						△	
	(8) 住居表示を証明する書類								○	
4 園舎その他設備	(1) 変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）		○	○					○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図		○	○					○	
5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）				○	○				○	○
6 法人格	(1) 定款、寄附行為その他法人規約							○		
	(2) 法人登記簿履歴事項全部証明書							○		
7 経営者及び職員	(1) 理事長の履歴書（又は経歴書）写し						○			
	(2) 園長について	①園長等選任理由書（別紙第8号様式）				○				
		②履歴書（又は経歴書）写し				○				
		③資格証明書写し				○				
		④雇用契約書等写し				○				
	(3) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）		○						
8 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し又はこれらに代わるもの			△						○	
9 理事会等の議事録写し						○	○	○		○
10 その他知事が必要と認める書類			○							

※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。

※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。

※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。

※4 定員とは、認可申請等に係る認可定員をいう。

別表4 公立幼保連携型認定こども園内容変更届提出書類

提出書類			変更事由					
			園舎・設備	定員	園則	園長	施設所在地	施設名称
1 幼保連携型認定こども園内容変更届（施行細則第十一号様式）			○					
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（１）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第１号様式）		△				○	
	（２）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）						○	
	（３）住居表示を証明する書類						○	
3 園舎その他設備	（１）変更前後の園舎その他設備の規模及び構造（別紙第１１号様式）		○	○			○	
	（２）変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図		○	○			○	
4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）				○	○		○	○
5 園長及び職員	（１）園長について	①履歴書（又は経歴書）写し				○		
	（２）職員について	①職員名簿（別紙第９号様式）		○				
6 その他知事が必要と認める書類			○					

※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。

※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。

※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。

※4 定員とは、設置届に係る定員をいう。

別表 5 私立幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請提出書類

1 申請書	幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（施行細則第八号様式）
2 廃止又は休止を決定した理事会等の議事録の写し	

別表 6 公立幼保連携型認定こども園廃止（休止）届提出書類

1 届出書	幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（施行細則第五号様式）
2 廃止を議決した条例（条例案）（廃止の場合）	
3 休止の決定がされたことが分かるもの（休止の場合）	